性犯罪・性暴力

同意のない性的な行為は、性暴力です。重大な人権侵害であり、犯罪行為です。
　性暴力は、年齢、性別に関わらず起こります。身近な人や夫婦・恋人の間でも起こります。相手と対等な関係でなかったり、断れない状況であったり、はっきり嫌だと言えない状況で性的な行為があっても、それは本当の同意があったことにはなりません。
　同意のない性的な行為は、犯罪となる場合もあります。
　つらいこと、不安なことについて一人で抱え込まず、できるだけ早く相談してください。

様々な性暴力

詳しくは、内閣府男女共同参画局HPへ

○同意のない性的な行為

・同意のない状態での性交等
・体を触られる、
　性器を押し付けられる
・痴漢や盗撮　など



○レイプドラッグ（薬物混入）

・お酒を断れず飲んでいたら
　眠くなり、起きたら胸や下半身
　を触られていた　など



○性的搾取

・売春や性風俗で働くよう強要
・金銭と引き換えに行う性的な行為
・アダルトビデオへの出演強要　など

○デジタル性暴力

・SNSなどで性的な画像を送るよう求める
・リベンジポルノ　など

性暴力に対するよくある思い込み

若い女性だけが被害にあう？

　実際には、幼い子どもから高齢者まで、すべての年代の女性が被害にあっています。男性も被害にあっています。

夜遅く、知らない人に突然襲われる？

　性暴力の被害は、時間や場所を問わず発生しています。また、加害者の約8割は顔見知りです。夫婦、恋人の間でも起こります。

露出度の高い服を着ていたせい？

　どのような服装でも被害にあうことがあります。むしろ、加害者は地味な服装の女性を「おとなしそうで、訴えないだろう」と見て、狙うことがあります。

性犯罪について

詳しくは、法務省HPへ

不同意性交等罪・不同意わいせつ罪

　暴力・脅迫のほか、アルコール・薬物・障害・睡眠・フリーズ状態・虐待・立場による影響力などが原因となって、「イヤ」と思うこと、「イヤ」と言うこと、または「イヤ」を貫くことが難しい状況で、性的な行為がされた場合、それは「不同意性性交罪（５年以上の有期拘禁刑）」 や「不同意わいせつ罪（６月以上10年以下の拘禁刑）」となります。
16歳未満の子どもに対して性的な行為をした場合は、同意しているかどうかに関わらず「不同意性交等罪」「不同意わいせつ罪」となります。

撮影罪・提供罪



　人の性的な部位・下着を、
　例えば
・正当な理由なくひそかに撮影する行為
・「イヤ」と言っているのに無理やり撮影する、「イヤ」と言うのが難しい状況で撮影する行為
・このようにして撮影された写真・動画を人に提供する行為
は、「撮影罪」「提供罪」となります。
　16歳未満の子どもの場合は、同意しているかどうかに関わらず「撮影罪」「提供罪」となります。

面会要求等罪



　16歳未満の子どもに対して、
　例えば
・性的な行為をする目的で、嘘をついたり、お金や物をあげると言って、会うことを要求することや、そのような要求の結果、会うこと
・その子ども自身の性的な写真、動画を撮って送信するように要求すること
は、「面会要求等罪」となります。